

会 議 録

会議の名称		平成23年度第1回守谷市緑の審議会		
開催日時		平成23年9月30日（金） 開会：9時30分　　閉会：11時30分		
開催場所		守谷市役所庁議室		
事務局（担当課）		都市計画課		
出席者	委員	伯耆田委員，渡邊委員，小林委員，鈴木委員，森崎委員， 武部委員，後藤委員，川崎委員（8名）		
	事務局	橋本副市長，笠見部長，古谷副参事，奥野係長，風見主任， 岡本主任（6名）		
公開・非公開の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
公開不可の場合 はその理由				
会議次第		1. 開会 2. 会長挨拶 3. 副市長挨拶 4. 審議事項 (1) 諮問第1号 保存緑地の指定変更について (2) 諮問第2号 保存緑地の指定について (3) 諮問第3号 保存緑地の指定解除について (4) 諮問第4号 保存樹木の指定変更について 5. 報告事項 平成23年度保存緑地等取得事業の予定について 6. 閉会 7. その他 現地視察 (1) 野木崎地区（平成22年度保存緑地等取得箇所） (2) 大柏地区（平成23年度保存緑地等取得予定箇所） (3) 本町（保存樹木指定変更予定箇所）		
確定年月日		会議録署名		
平成23年10月7日		会長 伯耆田 富夫		

審 議 経 過

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 副市長挨拶

4. 審議事項

(1) 諮問第1号 保存緑地の指定変更について

会 長： それでは、「諮問第1号 保存緑地の指定変更について」事務局で諮問文の朗読をお願いします。

事務局： 【諮問文の朗読】

会 長： 事務局から、諮問第1号について説明をお願いします。

事務局： 【平成22年度の保存緑地等取得事業（平成23年7月～8月）に伴い、測量及び分筆により、面積等が変更される保存緑地について説明しました。】

会 長： 諮問第1号について、質疑等がありましたらお願いいたします。

委 員： 500㎡以下の土地もありますが、指定対象外ではないのですか。

事務局： 条例では、土地の面積がおおむね500㎡以上が指定対象面積となっていますが、今回指定変更する保存緑地は、隣接地も保存緑地に指定されていますので、一団の緑地として500㎡以上となり、指定対象となります。

会 長： 他に質疑等ありますか。

委 員： 【質疑なし】

会 長： 諮問第1号については、原案のとおり答申してよろしいかお伺いいたします。

委 員： 【異議なし】

会 長： 諮問第1号については、原案のとおり答申することとします。

(2) 諮問第2号 保存緑地の指定について

会 長： それでは、「諮問第2号 保存緑地の指定について」事務局で諮問文の朗読をお願いします。

事務局： 【諮問文の朗読】

会 長： 事務局から、諮問第2号について説明をお願いします。

事務局： 【平成22年度の保存緑地等取得事業（平成23年7月～8月）に伴い、新規指定される保存緑地について説明しました。】

会 長： 諮問第2号について、質疑等がありましたらお願いいたします。

委 員： 【質疑なし】

会 長： 諮問第2号については、原案のとおり答申してよろしいかお伺いいた

します。

委員：【異議なし】

会長： 諮問第2号については、原案のとおり答申することとします。

(3) 諮問第3号 保存緑地の指定解除について

会長： それでは、「諮問第3号 保存緑地の指定解除について」事務局で諮問文の朗読をお願いします。

事務局： 【諮問文の朗読】

会長： 事務局から、諮問第3号について説明をお願いします。

事務局： 【伐採のため滅失してしまった保存緑地の指定を解除することについて説明しました。】

会長： 諮問第3号について、質疑等がありましたらお願いいたします。

委員： 市に伐採の許可を取ったのですか。

事務局： 所有者に確認したところ、土地を貸している事業者に対し、伐採の届出を市に提出する必要があることを説明しましたが、届出がなされないまま伐採されてしまったということでした。

その後、市に滅失の届出書が提出されたというのがこれまでの経緯です。

委員： 罰則等はないのですか。

事務局： 罰則はありませんが、復元を命令することはできます。

委員： 現在、守谷市には多くの緑地が残されていますが、緑地の減少が顕著な埼玉県や千葉県においては、厳しい罰則を設けている市町村があります。守谷市は、過渡期にあると思います。

今後、守谷市においても緑地が減少することが予想されるため、現状の制度だけではなく、罰則や緑地等の観察員の導入を検討しなくてはならないのではないのでしょうか。

事務局： 検討していきます。

会長： 他に質疑等ありますか。

委員： 【質疑なし】

会長： 諮問第3号については、原案のとおり答申してよろしいかお伺いいたします。

委員： 【異議なし】

会長： 諮問第3号については、原案のとおり答申することとします。

(4) 諮問第4号 保存樹木の指定変更について

会長： それでは、「諮問第4号 保存樹木の指定変更について」事務局で諮問文の朗読をお願いします。

事務局： 【諮問文の朗読】

会長： 事務局から、諮問第4号について説明をお願いします。

事務局： 【倒木の危険性があり、隣接地に枯れ枝や落葉等の影響を与えているけやきを伐採するため、保存樹木のけやきを3本に変更することについて

て説明しました。】

会 長： 諮問第3号について、質疑等がありましたらお願いいたします。

委 員： 伐採するのはいつですか。

事務局： 本審議会決定後、伐採する予定です。

会 長： 他に質疑等ありますか。

【質疑なし】

会 長： 諮問第4号については、原案のとおり答申してよろしいかお伺いいたします。

委 員： 【異議なし】

会 長： 諮問第4号については、原案のとおり答申することとします。

5. 報告事項

平成23年度保存緑地等取得事業の予定について

会 長： 続きまして、「報告事項」としまして「平成23年度保存緑地等取得事業の予定について」事務局から報告をお願いします。

事 務 局： 【平成23年度保存緑地取得事業（大柏地区）のスケジュールについて報告しました。】

6. 閉会

7. その他

～審議会閉会后、現地視察～

- (1) 野木崎地区（平成22年度保存緑地等取得箇所）
- (2) 大柏地区（平成23年度保存緑地等取得予定箇所）
- (3) 本町（保存樹木指定変更予定箇所）